

執筆者:

E-mail☒ [岩瀬 ひとみ](#)E-mail☒ [菊地 浩之](#)E-mail☒ [河合 優子](#)E-mail☒ [五十嵐 チカ](#)E-mail☒ [松本 絢子](#)E-mail☒ [菅 悠人](#)

目次

- I 仮名加工情報の活用に向けたポイント／菊地 浩之
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、五十嵐 チカ、菊地 浩之、松本 絢子、河合 優子、菅 悠人

I 仮名加工情報の活用に向けたポイント

1. はじめに

本年4月1日に、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)の令和2年改正法が全面施行され、令和3年改正法が一部施行された。令和2年改正法によって新たに導入されたものとして仮名加工情報があるが、令和2年改正法に関しては、一定の個人データ漏えい事案における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化、個人データの越境移転に関する同意取得時の情報提供の拡充など、改正法施行日までに個人情報取扱事業者において、対応が必要となった事項も多く、必ずしも施行時に対応が必要とは限らない仮名加工情報の検討が後回しとされ、現在検討されていることがあるかもしれない。また、本年4月に、個人情報保護委員会が仮名加工情報に関する事務局レポート¹を公表している。そこで、以下では仮名加工情報の概要及び活用に向けたポイント・留意点について解説する。

2. 仮名加工情報とは

「仮名加工情報」とは、①個人識別符号²が含まれていない個人情報に関しては、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること³により、②個人識別符号が含まれる個人情報に関しては、当該個人情報に含まれる個人識別符号を全部削除すること⁴により、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう(個人情報保護法2条5項)。つまり、ある情報それぞれ単独で特定の個人を識別できないが、他の情報と照合すれば、特定の個人を識別できる場合が仮名加工情報になる。

¹ 個人情報保護委員会事務局レポート: 仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて—制度編— (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office_seido2205.pdf) (以下「制度編」)及び個人情報保護委員会事務局レポート: 仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて—事例編— (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office_zirei2205.pdf) (以下「事例編」)

² 個人識別符号とは、DNA や指紋などの特定の個人の身体的特徴をコンピュータで処理できるように変換したデータ又はパスポート番号若しくは運転免許証番号のように特定の個人に割り振られた公的な番号でいずれも具体的には政令で指定されている。

³ 当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。

⁴ 当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。

似たような制度として匿名加工情報があるが、匿名加工情報については、特定の個人を識別することができないように個人情報加工して、当該個人情報を復元できないようにすることが必要であるところ(個人情報保護法 43 条 1 項)、仮名加工情報においては、そこまでは求められていない。また、仮名加工情報の加工基準には、匿名加工情報の加工基準である情報を相互に連結する符号の削除(個人情報保護法施行規則 34 条 3 号)、特異な記述の削除(個人情報保護法施行規則 34 条 4 号)、個人情報データベースとの性質を踏まえたその他の措置(個人情報保護法施行規則 34 条 5 号)に相当する基準がない。そのため、仮名加工情報は、特定の個人の識別に至らない限度で個人ごとの特徴を詳細に残して加工し、利用することができる。

仮名加工情報の加工方法については、個人情報保護法施行規則で定める基準に従わなければならない(個人情報保護法 41 条 1 項)、個人情報保護法施行規則では以下のとおり定められていて、該当する場合には以下の全てにつき行わなければならないとされている(個人情報保護法施行規則 31 条)。

- ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- ③ 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

上記の「他の記述等に置き換えること」の代表例として、仮 ID に置き換えることが挙げられるが、例えば、ハッシュ関数等を用いて仮 ID を生成する場合と同じ関数を用いて元の情報が復元できてしまうときには、乱数等の他の記述を加えてハッシュ関数等を用いることを検討することが考えられるとされている⁵。また、上記③で想定されているものとしては、クレジットカード情報や送金・決済機能のあるウェブサービスのログイン ID・パスワードなどが考えられる。

また、仮名加工情報作成の際に削除された情報や仮名加工情報作成時の加工の方法に関する情報は削除情報等として、安全管理措置を講じなければならない(個人情報保護法 41 条 2 項、個人情報保護法施行規則 32 条)。

上記のようにして作成された仮名加工情報は、個人情報に該当する場合と、個人情報に該当しない場合が考えられる。仮名加工情報を作成した事業者においては、当該仮名加工情報と元の個人情報や削除情報等を容易に照合ができるであろうから、通常は、仮名加工情報は個人情報に該当すると思われる⁶。そのため、通常は、以下に説明する法令に基づく場合、又は委託、事業承継若しくは共同利用により仮名加工情報が提供された者が、当該仮名加工情報と自らが保有する情報とを容易に照合できない場合に、当該仮名加工情報は個人情報に該当しないことになる。以下の規律では、仮名加工情報が個人情報に該当する場合と該当しない場合で取扱いが異なることもある。

3. 仮名加工情報の利点

上記のような特徴をもつ仮名加工情報であるが、仮名加工情報を利用する利点としては、主に以下の点が考えられる。

(1) 利用目的の変更制限がないこと

個人情報の利用に際しては、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとされている(個人情報保護法 18 条 1 項)。そして、個人情報の利用目的を変更することは可能であるものの、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲に限定されている(個人情報保護法 17 条 2 項)。

⁵ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211029_guidelines04.pdf)2-2-2-1-1 及び 3-2-2-1

⁶ 元の個人情報及び削除情報等を削除した場合には、仮名加工情報を作成した事業者においても、当該仮名加工情報が個人情報に該当しないことが考えられる。

これに対し、個人情報である仮名加工情報の場合には、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない点は一般の個人情報と同じものの(個人情報保護法 41 条 3 項)、個人情報保護法 17 条 2 項は適用されず、利用目的の変更に関する制限はない。したがって、変更前の利用目的と関連性を有しない利用目的にも変更ができる⁷。なお、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、原則として、変更された利用目的について公表する必要がある(個人情報保護法 41 条 4 項、21 条 3 項)。

(2) 漏えいの際の報告が不要であること

前述のとおり、個人情報保護法の令和 2 年改正法により、一定の個人データの漏えいにつき、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化された。これに対し、仮名加工情報である個人データ⁸については、漏えい等が発生した場合であっても、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を要しない(個人情報保護法 41 条 9 項)。なお、個人データである仮名加工情報について安全管理措置を講ずる義務はあるため(個人情報保護法 41 条 9 項は、安全管理措置に係る 23 条の適用を除外していない。)、仮名加工情報の取扱いにつき留意が必要である。

(3) 保有個人データとしての開示等請求の対象外となること

保有個人データに関しては、一定の要件の下、本人の請求に応じて開示、訂正、追加、削除、利用停止又は消去を行う必要がある(個人情報保護法 33 条、34 条及び 35 条)。これに対し、保有個人データである仮名加工情報の場合には、そのような必要はない(個人情報保護法 41 条 9 項)。

4. 禁止行為

仮名加工情報には上記の利点があるものの、仮名加工情報に関しては、主に以下の行為が禁止されているため、留意が必要である。

(1) 識別行為の禁止

仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合してはならないとされており、個人情報ではない仮名加工情報も対象である(個人情報保護法 41 条 7 項、42 条 3 項)。仮名加工情報を他の情報と照合することが識別禁止義務に違反するか否かは、その目的や、照合の対象となる仮名加工情報及び他の情報に含まれる記述等により、個別の事案ごとに判断され、目的については、事業者の主観によって判断されるものではなく、仮名加工情報と照合する仮名加工情報及び他の情報に含まれる記述等の性質等を踏まえて客観的に判断される(制度編 33 ページ)。そのため、仮名加工情報と他の仮名加工情報を含む他の情報を突合する際には、本人の識別につながるおそれがないかについて慎重に検討しなければならない。もっとも、偶然に仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別してしまった場合等、識別をする目的で、他の情報と照合しているとはいえない場合は、直ちに識別禁止義務に違反するものではないと考えられているが、再度同じような形で個人情報を識別することがないようにする必要があるとともに、特定の個人を識別する状態となった場合には、個人情報の不適正な取得となるため、当該情報を速やかに削除する必要があるとされている(制度編 33 ページ)。

なお、例えば、仮 ID や事業者が付した IDなどを起点として、仮名加工情報同士を突合する場合であるが、複数の仮名加

⁷ 例えば、事例編の事例では、①オンライン通販事業を営む事業者が、オンライン通販事業により取得した購買情報の利用目的を変更し、新規事業である実店舗事業の出店計画を検討するために利用する場合、②実店舗事業とオンライン通販事業を営む事業者が各事業で取得した異なる利用目的が特定された複数のデータベースを構成する個人情報を、仮名加工情報に加工し、利用目的を変更した上突合し、購買履歴の分析のために利用する場合を挙げている(事例編 1 ページ、10 ページ)。

⁸ 個人データではない仮名加工情報にも、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務はない。

工情報の加工項目や加工レベルがそれぞれ異なる場合⁹、各仮名加工情報を突合すると、突合後の仮名加工情報それ自体により特定の個人が識別できる程度に個人情報復元される可能性があり、このような事態を回避するために、仮名加工情報を同一個人ごとに突合することが予定されている場合には、作成元の個人情報のどの項目をどのようなレベルまで加工するかについて統一した基準を定めておくことが望ましいとされ、実際に突合する場合には、突合前に仮名加工情報に含まれる情報の項目や、加工のレベルを確認することが重要であるとされている(制度編 33 ページ)。

他方で、仮名加工情報同士を突合するのではなく、仮名加工情報に加工する前の個人情報同士を突合して、突合後の個人情報を仮名加工情報に加工し、利用目的を変更して利用することも考えられる。仮名加工情報を作成する目的のみのために、異なる利用目的の複数の個人情報を個人情報の状態で突合を行うことそれ自体が、直ちに当該個人情報の目的外利用に該当するわけではないが、誤って目的外利用される可能性が高まり、漏えいした場合の権利利益の侵害が大きくなることが考えられるため、安全管理措置の観点から以下のような対応を取ることが考えられるとされている(制度編 34 ページ)。

- ・ 仮名加工情報を作成する目的のために個人情報の突合により作成されたデータベースは、仮名加工情報作成後直ちに削除する。
- ・ 突合に利用した個人情報を元々の目的で利用する場合は、突合により作成されたデータベースではなく、元々の個人情報を利用する。

(2) 第三者提供の禁止

仮名加工情報は原則として法令に基づく場合以外に第三者に提供してはならないこととされ、これには個人情報に該当しない仮名加工情報も含まれている(個人情報保護法 41 条 6 項、42 条 1 項)。

ただし、委託、事業承継又は共同利用の場合には、仮名加工情報の提供先は第三者に該当しないものとされるため、仮名加工情報を提供することができる(個人情報保護法 41 条 6 項、42 条 2 項)。共同利用の場合には、個人データの共同利用と同様に一定の事項を公表(個人データの共同利用の場合には、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態に置く必要がある。)しなければならない(個人情報保護法 41 条 6 項、42 条 2 項並びに 27 条 5 項及び 6 項)。

また、共同利用の場合に、共同利用者が自らの保有する仮名加工情報と他の共同利用者から提供を受けた仮名加工情報を突合することは可能であるが、制度編においては、仮名加工情報同士を特定の個人ごとに突合する場合、当該特定個人の情報が集積することで、それらを突合した仮名加工情報のみで特定の個人を識別できる状態となり、識別禁止義務に抵触する可能性があることに留意すべきとされている(制度編 50 ページ)。加えて、単一事業者内で複数の仮名加工情報を突合する場合とは異なり、仮名加工情報同士を突合した時に特定の個人を識別してしまうことのないよう作成元の個人情報のどの項目をどのようなレベルで加工するかについてあらかじめ統一した基準を定めておくことが容易でない場合があることに留意が必要とも指摘されている(制度編 50 ページ)。さらに、自らが作成した仮名加工情報を共同利用により別の事業者提供し、当該別の事業者において、当該仮名加工情報と当該別の事業者が作成した別の仮名加工情報を突合した上で用いることを、利用目的から合理的に予測・想定できるようにしておくことが重要であるとされている(制度編 50 ページ)。

なお、仮名加工情報作成後に個人情報を復元できるような仮 ID の作成方法に関する情報を他の共同利用者共有することは、削除情報等の安全管理措置の観点から、原則として認められないとされている(制度編 50 ページ)。この点、仮名加工情報の作成前に仮 ID の作成方法に関する情報を他の事業者と共有することは直ちに安全管理措置に違反するものではないが、安全管理措置の趣旨に鑑み、当該情報を共有しないことが望ましいとされている。ただし、仮名加工情報作成前の段階で、仮 ID の作成方法に関する情報を他の事業者と共有する場合には、共有している全ての事業者において、直ちに当該作成方法に関する情報を削除する等の措置を講じなければならないとされていることから、このような共有も許容の範囲内であると思われる。

⁹ 制度編においては、例として一方は会員 ID と生年月日があるが住所に関する情報はなく、もう一方は会員 ID と町名までの住所があるが生年月日に関する情報がない場合が挙げられている(制度編 33 ページ)。

(3) 本人への連絡等の禁止等

仮名加工情報に含まれる連絡先を利用して、本人に連絡等を行うことは禁止されていて、個人情報でない仮名加工情報も対象である(個人情報保護法 41 条 8 項、42 条 3 項)。

なお、仮名加工情報を用いて分析を行い、統計情報を作成した上で、当該統計情報により得られた傾向等を踏まえて、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報を用いて本人に対して広告配信を行うことは可能であるとされている(制度編 36 ページ)。ただし、広告配信を行うことが、加工前の個人情報について特定された利用目的の範囲内である必要がある。また、統計情報の前提として、特定の個人との対応関係が排斥されていることがあるため、仮名加工情報から統計情報を作成する過程において、特定の仮名加工情報との対応関係が排斥されていない段階の情報に含まれる記述等を、仮名加工情報の作成の元となった個人情報と突合し、当該個人情報を用いて広告配信を行う場合には、識別禁止義務や本人連絡等の禁止義務に違反することになるとされている(制度編 36 ページ)。

II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

1. 日本

- 個人情報保護委員会は、2022 年 5 月 25 日、「[個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則](#)」を公表した。本原則は、個人情報の保護に関する法律 7 条の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本指針」を踏まえ、各府省等の国の行政機関を対象として、公的部門及び民間部門の各主体による個人情報等の取扱いに係る政策を企画立案・実施するにあたり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すものである。本原則は、①個人情報等の取扱いの必要性・相当性、②個人情報等の取扱いに関する適法性、③個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性、④個人情報等の取扱いに関する外延の明確性、⑤個人情報等の取扱いの安全性、⑥個人情報等に係る本人関与の実効性、⑦個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性の 7 つから構成され、具体的な検討の観点が紹介されている。国の行政機関においては、本原則との整合性を図りつつ、個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に取り組むことが期待されている。

2. 中国

- 2022 年 4 月 29 日、「ネット安全基準実践指針—個人情報越境処理活動認証技術規範(意見募集稿)」が公表され、2022 年 5 月 13 日まで意見募集が行われた。

3. 香港

- 2022 年 5 月 12 日、PCPD(香港の個人情報保護委員会)は、「個人データの越境移転に関する推奨契約条項に関するガイドンス」(以下「本ガイドンス」)を[公表](#)した。本ガイドンスは、(1)データ利用者(香港の個人データ(プライバシー)条例(以下「PDPO」)においては、データ管理者のことをデータ利用者という。)から他のデータ利用者に移転する場合、(2)データ利用者がデータ処理者に移転する場合、という個人データの越境移転の 2 パターンに応じた推奨モデル契約条項(以下「RMCs」)を示している。RMCs の一般的な条項及び条件は、(1)個人データが香港企業から香港外の企業に越境移転される場合、又は(2)移転が香港のデータ利用者によりコントロールされた香港外企業間でのデータ移転の場合に適用される。RMCs は以下の様な条項を示している。
 - 使用/処理: データの譲受人は、データの移転の目的に沿ってのみ個人データの使用及び処理をすべきである。
 - データの再移転: データの譲受人は、当事者の承諾により除外される場合を除き、個人データの更なる移転をしてはならない。個人データの更なる移転をする場合は、移転先が RMCs の基準を満たすことを確保しなければならない。

- ・ セキュリティ:データの譲受人は、個人データの使用又は処理に関するセキュリティ対策を適用する必要がある。
- ・ 保存及び消去:譲受人は移転の目的を果たすために必要な期間のみ個人データを保存し、移転の目的が達成された個人データについては消去するための実行可能な全ての措置を実施しなければならない。

なお、実質的に PDPO の要件と矛盾しない限りにおいて、RMCs の文言を修正することは可能とされている。

4. 韓国

- ・ 2022 年 4 月 20 日、「位置情報の保護及び利用等に関する法律」の改正法が施行された。改正法は、これまで許可制であった位置情報事業を登録制に変更し、位置情報を「電気通信設備及び電気通信回線設備を利用して測位された情報」と明確に定義して外延を明らかにし、位置情報提供ビジネスへの参入障壁を緩和しつつ、位置情報の保護を強化するための規定を追加している。具体的には、位置情報保護の方策として以下を定めている。
 - ① 個人位置情報主体から同意を得るべき事項として、位置情報事業者の情報(商号、住所、電話番号等)、位置情報事業者が提供するサービスの内容、個人位置情報の収集方法等に加え、情報の保有目的及び保有期間を追加
 - ② 個人位置情報の処理方針の公開を義務付け
 - ③ 一定の違反行為について、当該行為に関する売上額 100 分の 3 以下(基準となる売上がない場合は 4 億ウォン以下)の課徴金

5. 欧州

- ・ 2022 年 5 月 16 日、欧州データ保護委員会(EDPB)は、法執行分野における顔認識技術の使用に関するガイドラインを公表した。本ガイドラインにおいて、EDPB は、公共の場における個人の遠隔生体識別、個人を差別的根拠に沿って分類する顔認識システム、自然人の感情を推測する顔認識技術、無差別に大規模な個人データを収集することにより構築されたデータベースに依拠する法執行、等の分野における顔認識技術の使用の禁止を求めている。本ガイドラインは 6 週間のパブリックコンサルテーションにかけられる。
- ・ EDPB は、同日、GDPR における制裁金の算定に関するガイドラインを公表し、6 週間のパブリックコンサルテーションに付した。本ガイドラインでは、データ保護当局が制裁金を算定する際に経るべき手順として、制裁金の対象とする処理活動及び違反の対象となる条項の特定、制裁金を算定する際の起点となる金額の算定方法、責任を加重又は軽減する要素の評価及び制裁金の金額への反映、制裁金の法定の上限金額の確認、制裁金が効果的、抑止的かつ比例的であるかの評価及び制裁金の金額への反映等を示している。
- ・ 2022 年 5 月 25 日、欧州委員会は改定版標準契約条項(SCC)に関する Q&A を公表した。この概要については、当事務所の[ヨーロッパ/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2022年5月26日号](#)を参照されたい。

6. イスラエル

- ・ イスラエルのプライバシー保護庁(the Protection of Privacy Authority)は 2022 年 5 月 2 日、「[個人データの収集及び利用の通知義務](#)」に関する草案をパブリックコメント用に公表した。
- ・ 当該草案においては、通知義務を定める同国個人情報保護法 Section11 に関する同庁の解釈が示されており、特定人の個人データの収集地を問わず、また、収集がデータ主体の同意に基づくものであると法令に基づくものであるとを問わず、通知義務の適用があるとされている。

7. カナダ

- ・ 2022 年 5 月 16 日、カナダプライバシーコミッショナー事務所(OPC)は、Sensitive Information に関する Interpretation Bulletin を公表した。これは 2021 年 8 月 13 日に個人情報保護及び電子文書法(PIPEDA)のガイドラインが改定された際に発行が予定されていたものである([当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021年9月30号](#)参照)。この Interpretation Bulletin では、①機微性の高い個人情報に該当する類型や個人情報の取扱い例の紹介、②機微性の高い情報については特に高いセキュリティ措置を課す必要があることなどが記載されている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 